

【消費生活の窓口から】

その申し込み、定期購入になっていませんか？

～もう一度「最終確認画面」をチェックしましょう！～

通信販売での「定期購入」に関する相談が全国的に多く寄せられています。特にインターネット通販では、申し込み前に「最終確認画面」をよく確認することが重要です。以下のチェックリストを活用し、通信販売での定期購入トラブルを未然に防ぎましょう。

「最終確認画面」チェックリスト

インターネット通販では、申し込み前に

「最終確認画面」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認してください！

※注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度しっかり確認しましょう

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☐ (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決められていませんか？
- ☐ 支払うことになる総額はいくらですか？
- ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- ☐ お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？

※上記の契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。

未成年者の場合は以下の点も確認してください

- ☐ 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- ☐ 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

〈事例〉・初回 980 円のダイエットサプリを、1 箱のみ 980 円で注文したつもりだったが、申し込み際に「期間限定クーポン」を選択したことで、約 20,000 円の商品が 3 か月ごとに届く定期購入になっていたようだ。解約しようと事業者の電話番号にかけてもつながらない。 (60 歳代 女性)

・いつでも解約可能な定期購入だと思って初回約 2,000 円の育毛エッセンスを購入。2 回目分として「3 本で約 16,000 円」の請求メールが届き、あまりの高額に驚き事業者に電話した。「5 回継続が条件のコース (支払総額 67,000 円) のため、解約するなら 2 回目の代金を支払った上で 違約金約 25,000 円を支払うことになる」と言われた。 (70 歳代 女性)

・初回約 2,000 円のファンデーションを購入後に 2 回目以降を解約しようと事業者に電話。音声でチャットから問い合わせるよう誘導されたので、チャットで解約を申し出たところ、「2 回目の商品を受け取らずに解約する場合は、5 営業日以内に差額の約 8,000 円を振り込まなければ解約は完了しない」と回答された。

(40 歳代 女性)

【アドバイス】

- ◆インターネット通販では、上記チェック表を使って「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- ◆特定商取引法により申し込みの意思表示を取り消すことができます場合があります。
- ◆不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活相談窓口か消費者ホットライン ^い188 (局番なし) に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[その申込み、定期購入になっていませんか？もう一度『最終確認画面』をチェック！－依然として多い通信販売での『定期購入』トラブル－](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3